

第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		20年度の取り組み及び実績	20年度の事業課題及び今後の改善方法	担当課 (平成20年6月30日まで)	担当課 (平成20年7月1日以降)
	事業	今後の計画・方向性				
61	歩道・道路の整備・充実	子どもや子ども連れが安心して通行できるように、歩道と道路の段差を解消したり、障害物をなくす等の歩行空間の整備に努めます。	歩道設置(通学路や生活道路において、歩道のない道路を整備し歩道を設置する。歩車分離を図り、歩行者の安全性を確保する。)工事 2本 歩道改良(高齢者、身体障害者が安全かつ円滑に移動出来るよう歩道の段差解消や改良を行う。)工事 2本	歩道設置における拡幅用地の確保が難しい、用地買収等によらない用地の確保(寄付等)、現状の幅員の中での歩道設置の検討。現道歩道のバリアフリー化の促進、現道の歩道幅員の中でのバリアフリー化の検討。	道路交通課	道路交通課
61	公共施設の整備・充実	子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい施設の整備を図ります。	新築工事や改修工事時に多目的トイレを設置(実績5施設13か所)	公共施設整備に伴い、子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい施設の整備を引き続き図っていく。	建築課	建築課
61	公園・児童遊園の整備・充実<再掲>	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園、児童遊園の整備を進めるとともに、緑化の推進に努めます。	公園整備事業:公園・緑地の改良・整備工事4か所 児童遊園新設改良事業:手洗い場設置工事1か所、遊具の新設工事2か所	継続して実施する。また、多様なニーズに対し、市民が利用しやすいように、公園・児童遊園の施設の整備を図る。	公園緑地課	公園緑地課
61	市街地開発	土地の有効利用と公共施設等の整備のために、土地区画整理事業等の市街地開発事業の計画を推進します	真砂・玉島台地区において、組合を設立。土地区画整理実施設計・換地設計業務委託を実施し、仮囲い・整地工事に着手した。	公共、公平、公開のきわめて民主的なまちづくりをめざし、権利者と協働でまちづくりを推進していく。	都市計画課	都市政策課
61	地区計画	地区レベルでの詳細な土地利用等を定め、開発や建築物などを適正に規制・誘導し、良好なまちづくりのために地区計画や建築協定を定め、快適な住環境の実現を図ります。	住宅環境保全のため、高田町、太田三丁目地内の藍野みどりが丘地区において、敷地面積や建物高さなどを制限する地区計画を決定した。	住民自ら、地区のまちづくりを進めることができるよう、地区計画制度に関する普及、啓発をさらに進めるとともに、初動期のまちづくり活動の支援の充実を図る必要がある。	都市計画課	都市政策課
62	交通安全体制の充実	子どもの交通安全を確保するために、交通安全施設の整備、交通安全教育による交通安全思想の普及、自転車の放置や違法駐車防止に努め、交通安全対策を推進します。	【交通安全教室の開催状況】 市立保育所 15か所(1,946人)、私立保育園 16か所(2,396人)、市立幼稚園 13か所(1,962人) 私立幼稚園 10か所(2,763人)、小学校 33か所(12,533人)、中学校等 6か所(585人)、高齢者施設8か所(551人) 合計 101か所(22,736人)	現在実施している交通安全教室は、ビデオや交通警官の講話等、視聴覚型の授業形式となっている。今後は自転車事故が多発している現況を踏まえ、児童等の正しい自転車乗車や高齢者の乗車方法・歩行訓練等まじえた体験型の教室をめざす。特に、学生による歩道上でのマナー欠如による加害事故が多く見られることから、乗用ルールの再確認と事故を起こした場合の賠償責任等社会制裁を含むより踏み込んだ指導強化が肝要と考える。また、マナー化を防ぐための施策として、他市の教室開催状況・情報交換等を密にし、安全教育指導員の質的向上を図る。	道路交通課	道路交通課

第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		20年度の取り組み及び実績	20年度の事業課題及び今後の改善方法	担当課 (平成20年6月30日まで)	担当課 (平成20年7月1日以降)
	事業	今後の計画・方向性				
62	防犯体制の充実<再掲>	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した警備の強化、自主防犯意識の高揚に努め、防犯体制の充実と犯罪を引き起こさない環境づくりを推進します。	地域・安全茨木市民大会・防犯広報バレーの実施(1回)、ひったくり防止ネットの取り付けキャンペーンの実施(8回)、約1,500本のネット取り付け、広報横断幕の設置(少年非行防止、ひったくり防止)市広報誌による防犯広報記事の掲載、市ホームページによる防犯情報の発信 青色防犯パトロール車による警戒を実施(隊員数417人) 各防犯支部を主体とした防犯教室の開催(33回)	市、警察等関係団体のより一層の協力連携を通じて、安全なまちづくりを推進していくよう努める。 ひったくり被害防止キャンペーン等、防犯啓発の継続的な取り組みにより、街頭犯罪件数が減少傾向であるように、防犯啓発キャンペーンを継続的に実施していくことが安全なまちづくりを推進していく上で必要であり、関係団体が協力して、実施するとともに、市民の理解と協力を得られるよう努める。	市民活動推進課	危機管理課
62	青少年指導員による巡回街頭指導<再掲>	茨木神社の祭、茨木フェスティバル、弁天花火大会でのパトロールを行い、青少年の健全育成に努めます。	実施回数 5回 参加者 延べ113人	子どもの非行防止や安全確保のための活動を継続して実施する。	青少年課	青少年課
63	有害図書立入調査の実施	各関係団体と連携し、自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施するなど、有害環境対策の推進を図ります。	各中学校区青少年指導員委員会が立入調査を実施した。	今後も大阪府と連携を図りながら、取り組みを進めていく必要がある。	青少年課	青少年課
63	青少年を取り巻く環境の整備<再掲>	「青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年を取り巻く社会環境の整備に努めます。	各中学校区青少年健全育成運動協議会員が深夜営業店等に青少年健全育成協力の依頼及び社会環境浄化活動関係チラシの配布を行った。	青少年が健全に成長できる社会環境づくりを進めるため、継続して実施する。	青少年課	青少年課
63			恋人間等の暴力(デートDV)を未然に防ぐため、中学・高校生等を対象とした防止啓発冊子を作成。 教材用・携帯用ともに11,800部	啓発冊子の配付だけでなく、教育現場での活用が必要なため関係機関との連携を図る。	男女共同参画課	男女共同参画課
63	入院助産制度	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。制度の周知を図ります。	入所者数 12人	継続して実施する。	児童福祉課	子育て支援課

第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		20年度の取り組み及び実績	20年度の事業課題及び今後の改善方法	担当課 (平成20年6月30日まで)	担当課 (平成20年7月1日以降)
	事業	今後の計画・方向性				
63	身体障害者(児)及び知的障害者(児)福祉金<再掲>	障害のある子どもをもつ家庭の生活の安定のために、市内に居住している障害児に対して福祉金を支給(所得制限あり)し、制度の周知を図ります。	対象児童数372人	平成21年度より支給額を半額にして実施する。	障害福祉課	障害福祉課
64	幼稚園就園奨励費の支給と保育料の減免	幼稚園に就園させている保護者に対して、所得階層に応じて補助をし、さらに公立では、生活困窮者に対して保育料の減免を行います。	私立幼稚園就園奨励費補助金 3歳児 691人 56,449,900円、4歳児 795人 55,004,500円、 5歳児 747人 51,064,500円 市立幼稚園保育料減免 4歳児 32人 736,700円、5歳児 29人 616,000円	継続して実施する。	教育総務課	教育政策課
64	私立幼稚園等在籍園児保護者補助金事業	保育料等支払の経済的負担の軽減等を図り、幼児教育の普及充実に努めます。	3歳児 1,014人、39,809,260円 4歳児 1,239人、82,056,600円 5歳児 1,249人、83,622,400円	継続して実施する。	教育総務課	教育政策課
64	就学費援助	小・中学校に通学している家庭のうち、学校での学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に対して、その費用を援助します。制度の周知を図ります。	就学援助認定者 4,156人	継続して実施する	教育総務課	学務課
64	生徒通学費補助	子どもの通学の安全を確保するために、山地部の児童でバス通学の許可を受けたものに、通学費を補助します。制度の周知を図ります。	補助金交付者 62人	継続して実施する	教育総務課	学務課
64	乳幼児医療費の助成<再掲>	子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児の医療費の一部を助成します。制度の充実に努めます。	0歳～7歳児(小学校1年生年度末まで)の入院・通院にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成。 請求件数 入院 4,746件、外来 271,718件	助成対象の拡大を検討する。	福祉総務課	こども政策課

第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		20年度の取り組み及び実績	20年度の事業課題及び今後の改善方法	担当課 (平成20年6月30日まで)	担当課 (平成20年7月1日以降)
	事業	今後の計画・方向性				
64	交通遺児福祉金の支給 <再掲>	父母又はそのいずれかが亡くなられた児童を養育している保護者に対して、給付を行い、制度の周知を図ります。	交通遺児(満18歳に達する年度末まで)を養育する保護者を対象に、遺児1人につき月額4,000円を支給。 支給対象者4人、対象児童6人	制度の周知に努める。	福祉総務課	こども政策課
64	児童手当	0歳から小学3年生の子どもの養育者に対して給付(所得制限あり)し、制度の周知を図ります。	小学校修了前の児童の養育者に対して手当てを支給。 支給児童数 延べ318,752件	制度の周知に努める。	児童福祉課	こども政策課
64	児童扶養手当<再掲>	父のいない家庭及び父親が障害者であって18歳までの児童の養育者に対し支給し、制度の周知を図ります。	受給者数 延べ 24,799件	継続して実施する。	児童福祉課	こども政策課
64	特別児童扶養手当<再掲>	中程度以上の知的障害児(20歳未満)を監護・養育している養育者へ支給し、制度の周知を図ります。	対象者409人	継続して実施する	障害福祉課	障害福祉課